

認定基準の一部改正について

平成27年4月15日開催の理事会において、パイプサポート、移動式足場用建わく及びアルミニウム合金製可搬式作業台の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしましたのでお知らせ致します。

1.一部改正の趣旨等

- ① パイプサポート
構造のうち差込み管のピン穴ピッチについて120mm以上の規定を廃止することとした。
- ② 移動式足場用建わく
踏さんと補剛材の区別を明確にするため、必要により表示を行うこととした。
- ③ アルミ合金製可搬式作業台
昇降面と非昇降面の違いを明確にした。

2.改正の認定基準

改正の認定基準は以下のとおりです。なお、改正部分は、赤字で示した部分です。

パイプサポートの認定基準の一部改正

1.適用

2.種類

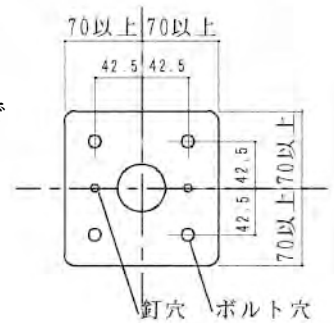
3.材料等

現行のまま

4.構造

- (1) パイプサポートは、腰管、差込み管、調節ねじ、支持ピン、受け板及び台板を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
 - a 最大使用長(パイプサポートを最大の長さに伸ばした場合における受け板の上端部から台板の下端部までの距離をいう。以下同じ。)が4000mm未満であること。
 - b パイプサポートを最大の長さに伸ばした場合における差込み管と腰管部(腰管、台板及び調節ねじから成る部分をいう。以下同じ)とが重なる部分の長さが、280mm(最大使用長が2500mm未満のものにあっては、150mm)以上であること。
 - c 腰管部の長さが最大使用長の50%(その値が1600mmを超える場合にあっては1600mm)以上であること。
 - d 腰管の外径が 60.2mm 以上($60.5\pm 0.3\text{mm}$)であって、その肉厚が 2.0mm 以上($2.3\pm 0.3\text{mm}$)であること。

- e 差込み管がパイプサポートの長さを調節するためのピン穴を有し、差込み管の外径が48.3mm以上(48.6±0.25mm)であって、かつ、その肉厚が2.2mm以上(2.5±0.3mm)であること。
 - f 調節ねじのめねじ部の長さが30mm以上であること。
 - g 支持ピンの直径が11.0mm以上であること。
 - h 受け板及び台板の板厚が5.4mm以上であること。
 - i 受け板及び台板が右図に示す寸法であって、かつ、同図に示す位置に直径12mm以上であるボルト穴を4個及び直径4mm以上である釘穴を2個以上有すること。
 - j 受け板及び台板に水抜き穴を有すること。
- (2) パイプサポートの調節ねじは、次の各号によるものとする。
- a ピッチは、6mm以上とすること。
 - b おねじを切っている部分の長さは、150mm以上とすること。



備考 寸法の単位は、mmとする。

(3) 差込み管のピン穴のピッチは120mm以上とする。

以下現行のまま

移動式足場用の建わく及び脚輪の認定基準の一部改正

- 1.適用
 - 2.材料
- } 現行のまま

3.構造

- (1) 建わくは、脚柱、横架材及び補剛材を溶接したものであって、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
- a 建わくの幅及び高さの標準寸法は、次のとおりとすること。

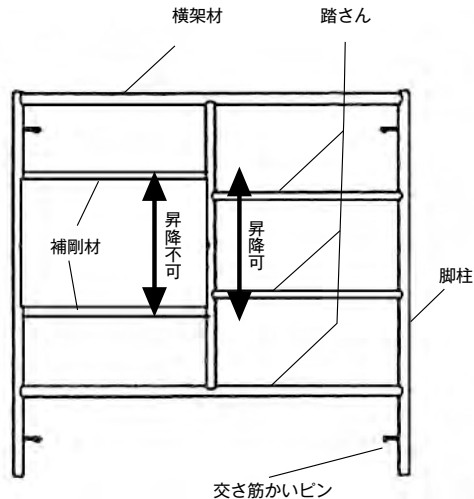
寸法 (mm)	
幅	高さ
1200	1500
1500	1525
1524	1549
1600	1575

- b 両脚柱の中心の間の距離が1200mm以上1600mm以下であること。
 - c 脚柱の長さが900mm以上1700mm以下であること。
 - d 脚柱及び横架材の外径が42.4mm以上(42.7±0.25mm)であって、かつ、その肉厚が2.1mm以上であること。
 - e 補剛材の外径が26.9mm以上(27.2±0.25mm)であって、かつ、その肉厚が1.7mm以上(2.0±0.3mm)であること。
 - f 踏さんとして用いられる補剛材及び横架材の部分については、その長さが300mm以上であって、かつ、その間隔が400mm以下の等間隔であること。
- (2) 脚輪は、主軸、フォーク、車輪、車軸及びブレーキを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
- a 主軸のうち建わくの脚柱に差し込むことができる部分の長さが200mm(抜け止めの機能を有する主軸にあっては、95mm)以上であること。
 - b 車輪が外径125mm以上のタイヤを有していること。
 - c 車輪が主軸を軸として回転できること。

【解説】

- (1) (1)のaの標準寸法については、第1章第1節の2と同趣旨である。
- (2) (1)のd及びeの外径の()内の数値については、第1章第1節の4の(1)のd及びeと同趣旨のものである。
- (3) (1)のfの「踏さんとして用いられる補剛材」とは、2の(1)の解説の(建わくの例)図に示す踏さんの部分をいうものである。

なお、等間隔にならない(建わくを上層に組み立てた場合においても)等踏さんの要件を満たさない補剛材が踏さんの数と同数である等により、踏さんとして誤使用される恐れのある場合は、これを踏さんとして使用しない旨の表示等を行うこと。



- (4) (2)のaの規定の趣旨は、200mmを確保できる構造であるものをいう。

以下現行のまま

アルミニウム合金製可搬式作業台の認定基準の一部改正

1.適用

2.定義

3.種類

4.材料等

現行のまま

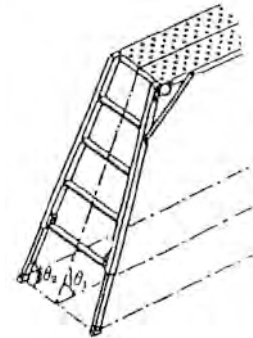
5.構造等

可搬式作業台は、支柱(伸縮型にあっては、上部支柱、下部支柱)、天板、踏さん、折りたたみ金具及び支柱端具を有し、かつ、次各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 開脚状態における垂直高さ(支柱を最大に伸ばしたとき)は、2m未満であること。ただし、1.5mを超えるものにあつては、安全に昇降するため天板面から上に60cm以上の突出した手がかり棒等を設けたものであること。
- b 天板の大きさは、幅40cm以上とし、長さが60cm以上であること。ただし、垂直高さが1m以下のものにあつては、幅は28cm以上とすることが出来るものとする。
- c 伸縮型にあつては、次によること。
 - (a) 上部支柱と下部支柱の重なり代が、高さを最大にしたときにおいて、外管の外径(角形鋼管にあつては、長辺)の3倍以上の長さであるもの。
 - (b) 高さを変えた位置において確実に固定でき、かつ、固定状態が容易に確認できるもの。
- (c) 固定機構部は、容易に点検、整備ができるもの。
- d 踏さんの間隔は開脚状態における垂直距離が35cm以下で等間隔であり、かつ、支柱への取り付けは、堅固なものであること。
- e 天板及び踏さんの踏み面は、滑り止め機能を有していること。
- f 支柱の下端には、滑り防止及び支柱端部保護のため、支柱端具を備えること。
- g 折りたたみ金具には、回転止め金具を取り付け、開脚角度を確実に保持できるものであること。また、必要に応じて開き止め等を設けること。
- h 開脚状態での傾角は、次の表のとおりであること。

開脚状態での傾角

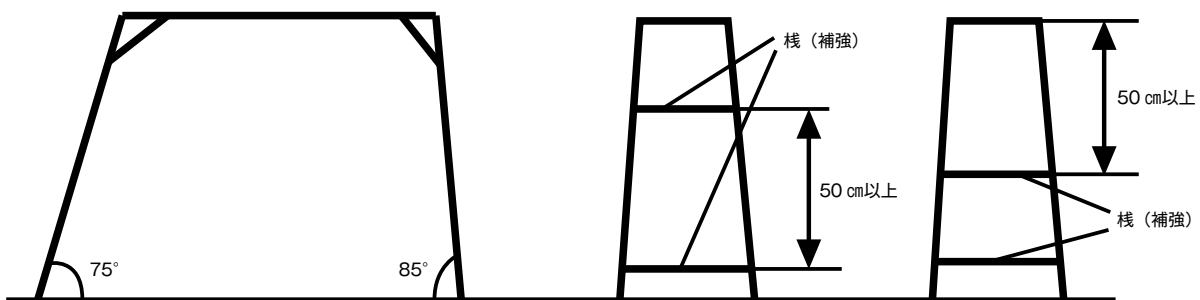
傾角の種類		記号	傾角の大きさ
開脚角度	開脚状態における支柱、踏さん等とで構成している面(昇降面)と水平面とのなす角度	θ_1	75度以下
昇降面支柱角度	支柱下端を結ぶ線と支柱とのなす角度	θ_2	85度以下



- j 伸縮型においては、垂直高さを変更した場合においても傾角を確実に保持できるものとする。

【解説】

- hの開脚角度 θ_1 については、同面から昇降できないこと(昇降面ではないこと。)を条件に、75度を超えることは差し支えない。したがって、昇降面が75度を超える場合は、同面を昇降できない様に、以下の措置のいずれかの方法によること。
- 1 棧に足が掛からないようにする。棧に足が掛からない措置の中には、全体をカバーで覆う、棧にカバーをつけて足が掛からないようにする等の方法がある。
 - 2 昇降を禁止する旨の見やすい表示を行う。
 - 3 補強の目的等で設けられた棧の間隔又は棧と天板の間隔は少なくとも1か所は50cm以上とする。



開脚角度が75度を超える場合の例

以下現行のまま